

## 障害者差別解消法に係る県の取組状況

### 1. 障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別支援地域協議会：障害者差別解消法において、地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することとされている。

#### ○第1回

##### ①開催日・場所

- ・平成28年6月29日（水）午前9時30分～11時
- ・プラザ菜の花4階榎1・2番

##### ②議題

- ・委員紹介
- ・会長・副会長の選任について
- ・障害者差別解消支援地域協議会について
- ・地域協議会体制整備事業準備会（モデル事業）について

#### ○第2回

##### ①開催日・場所

- ・平成28年12月16日（金）午後2時30分～3時30分
- ・プラザ菜の花3階菜の花1・2番

##### ②議題

- ・千葉県内における平成28年度上半期の相談対応件数について
- ・県内市町村における地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について
- ・福祉教育との連携について

○平成28年10月1日時点、市町村では11市が設置済。26市町が設置予定（そのうち8市が今年度内に設置予定）。

○各市町村での設置促進のため、事務局レベルでの情報交換会を開催

##### ①対象：市町村事務局及び各地域協議会委員

##### ②議題

- ・事前質問への県からの回答
- ・神奈川県湘南西部圏域における取組みについて
- ・構成メンバーについて
- ・地域協議会で協議した事例等について
- ・その他

### 2. 職員対応要領の策定・運用

障害者差別解消法においては、行政機関等における障害を理由とする不利益取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が規定されており、職員の対応要領を策定するよう努めることとされている。

○行政機関等の職員が障害のある人に適切に対応するために定めるよう努める。

○県の機関では6件作成

- ①知事部局、議会事務局及び行政委員会事務局
- ②教育委員会
- ③県警
- ④企業土地管理局
- ⑤水道局
- ⑥病院局



## 千葉県内における相談の受付状況について (平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日受付分)

### 1 県対応事案と市町村対応事案

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計（県全体）
84	46	2	132

※どの主体が主に対応したかで計上。

合同事案とは、事案をとおして以下のものを県と市町村で1回でも共同で行っている場合のもの。

- ①差別をしたとされる相手方に対し何らかの働きかけ、もしくは周知・啓発活動を共同して行った。
- ②共同で相談者から話を伺った。
- ③共同で第三者から話を伺った。

### 2 相談分野別件数

福祉サービス	16	建物・交通機関	16
医療	18	不動産の取引	5
商品・サービス	29	情報の提供等	9
労働者の雇用	10	その他	22
教育	7	総合計	132

(注1) 複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野でカウントした。

(注2) 行政機関からの差別事案については、相談内容により「商品・サービス」もしくは「情報の提供等」分野で計上した。

### 3 障害種別ごとの取扱件数

視覚障害	5	知的障害	24
聴覚障害	17	精神障害	46
言語等障害	0	発達障害	9
肢体不自由	24	高次脳機能障害	0
内部障害	4	その他	3
(身体障害合計)	(50)	総合計	132

(注) 重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

#### 4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	19	松戸	20	香取	2	夷隅	4	
船橋	13	柏	6	海匝	3	安房	10	
習志野	9	野田	1	山武	1	君津	4	
市川	20	印旛	13	長生	2	市原	5	
(注) 事案を対応する圏域でカウントした。							総合計	132

#### 5 相談分野と障害種別との関係

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	身体小計	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉		2		1	2	(5)	2	6	3			16
医療		3		1	1	(5)	2	11				18
商・サ	3	9		4		(16)	8	3	1		1	29
雇用				2		(2)		6	2			10
教育				1		(1)	3		3			7
建・交	1			8	1	(10)	3	3				16
不動産				1		(1)		4				5
情報	1	2				(3)	1	4			1	9
その他		1		6		(7)	5	9			1	22
合計	5	17	0	24	4	(50)	24	46	9	0	3	132

#### 6 相談者別取扱件数

障害者本人	89	相手方（個人）	0
障害者の家族	17	相手方（行政機関）	2
障害者の関係者	18	相手方（事業者）	3
		広域専門指導員	3
		総合計	132

7 差別をしたとされる相手側の詳細（県が受けた虐待相談 11 件を除く）

行政機関			事業者	その他	総計
国	市町村	都道府県			
1	27	5	79	9	121

8 相談態様別活動状況(9 月末現在)

地域活動中		27 (20.5%)
終 結	(1) 相手方への調整 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対して何らかの助言や調整を行ったもの（周知・啓発を含む）	44 (33.3%)
	(2) 関係機関へ引継 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの（虐待疑いにより、県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む）	21 (15.9%)
	(3) 情報提供・助言 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	19 (14.4%)
	(4) 状況聴取 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意向やケースの性格上、状況聴取にとどめたもの	20 (15.1%)
	(5) その他	1 (0.8%)
合 計		132 (100%)

9 男女別人数

男 性	71
女 性	60
不 明	3
計	134

※複数名の場合もあるため、人数は相談件数と一致しない。

10 年齢別人数

10歳以下	7	40歳代	20	80歳代以上	1
10歳代	9	50歳代	19	不明	35
20歳代	9	60歳代	9	合計	134
30歳代	23	70歳代	2		